

# 賃貸借契約書

東成瀬村（以下「賃借人」という）と

（以下「受注者」という）と

（以下「賃貸人」という）とは、

賃貸人が所有する物品の賃貸借に関し、次のとおり契約を締結します。

- 物 品 \_\_\_\_\_一式  
(売主たる受注者：\_\_\_\_\_)  
(物品明細は別紙のとおり)
- 賃貸借期間 令和 年 月 日から  
令和 年 月 日まで (60 か月)  
(地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約)
- 賃貸借料 総額 金 \_\_\_\_\_円 (うち消費税額 金 \_\_\_\_\_円)  
月額 金 \_\_\_\_\_円 (内消費税額 金 \_\_\_\_\_円)  
内訳 令和 年度契約額 金 \_\_\_\_\_円  
消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、賃貸借料に 110 分の 10 を乗じて得た額である。
- 設置場所 秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下 30 番地 1  
東成瀬村役場総務課
- 契約保証金 免除

## 第 1 条（契約の趣旨）

賃貸人は、頭書 1. 記載の物品を売主たる受注者より買受け、これを賃借人に賃貸し、賃借人は、頭書 3. の賃貸借料をもってこれを借受け、頭書 4. の設置場所で使用します。

## 第 2 条（物品の引渡し）

- 物品は、受注者の責任において設置場所に搬入されるものとし、賃借人は、受注者により搬入・設置・調整された物品について速やかに検査を行い、品質、種類及び数量（規格、仕様、性能その他物品につき賃借人が必要とする一切の事項を含む。以下これらを総称して「物品

の品質等」という。)がこの契約の内容に適合していることを確認したときは、引渡完了通知書を賃貸人に交付します。

2. 前項の引渡完了通知書が賃貸人に交付されたときに、賃貸人より賃借人に物品が引渡されたものとします。

### 第3条（賃貸借期間）

1. 賃貸借期間は頭書2. のとおりとし、賃貸借期間の途中にて解除もしくは解約することはできないものとします。
2. 前項の規定にかかわらず、賃借人が、この契約を解除もしくは解約する場合、賃借人は賃貸人に対して、60か月分の賃貸借料の総額から、既に賃貸人に支払済みの賃貸借料を控除した残存賃貸借料相当額（以下「契約終了弁済金」という）を賃貸人に支払うものとします。

### 第4条（賃貸借料の支払い）

賃借人は、使用月分の賃貸借料を、その翌月以降において、賃貸人から支払請求書を受領した日から30日以内に賃貸人に支払うものとします。

### 第5条（契約保証金）

本契約の契約保証金は、東成瀬村財務規則第104条第1項第2号の規定により免除するものとします。

### 第6条（固定資産税）

賃貸人は、ハードウェアにかかる固定資産税の納付を要しないものとします。

### 第7条（物品の所有権標識）

1. 賃貸人は、賃貸人が物品の所有権を有する旨の標識（以下「賃貸人の所有権標識」という）を物品に貼付することができるものとします。
2. 賃借人は、賃貸借期間中、前項に基づき物品に貼付された賃貸人の所有権標識を維持するものとします。

### 第8条（物品の所有権侵害の禁止等）

1. 賃借人は、物品を第三者に譲渡したり、担保に差入れたりするなど賃貸人の所有権を侵害する行為をしないものとします。
2. 賃借人は、賃貸人の事前の書面による承諾を得ない限り、次の行為をしないものとします。
  - (1) 物品を他の不動産又は動産に付着させること。
  - (2) 物品の改造、加工、模様替えなどによりその原状を変更すること。
  - (3) 物品を第三者に転貸すること。
  - (4) 物品の占有を移転し、又は設置場所から物品を移動すること。
  - (5) 本契約に基づく賃借人の権利又は地位を第三者に譲渡すること。

### 第9条（物品の保守、管理）

1. 賃借人は、善良な管理者の注意をもって物品を管理するものとします。
2. 受注者は、物品が正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つように、保守、点検及び整備を行うものとします。
3. 保守作業により物品が使用できない期間が生じた場合においても、賃借人は、賃貸借料の支払いその他この契約に基づく賃貸人への債務の弁済を免れることはできません。

#### 第10条（動産総合保険の付保）

1. 賃貸人は、賃貸借期間中、物品に動産総合保険を付保し、その費用を負担します。
2. 物品に係る保険事故が発生したときは、賃借人はただちにその旨を賃貸人に通知するとともに、保険金受取に必要な書類を遅滞なく賃貸人に提出するものとします。

#### 第11条（物品の滅失・損傷）

1. 賃貸借期間の開始から終了までに、盗難、火災、風水害、地震その他賃借人賃貸人及び受注者いずれの責任にもよらない事由により物品が滅失、損傷し、物品が修復不能となったときは、賃借人は直ちに第3条第2項の契約終了弁済金を賃貸人に支払います。
2. 前項の支払いがなされたとき、本契約は終了します。

#### 第12条（物品使用に起因する損害）

物品自体又は物品の設置、保管及び使用によって、第三者が損害を受けたときは、その原因のいかんを問わず、賃借人の責任と負担で解決するものとします。また、賃借人又は賃借人の従業員が損害を受けた場合も同様とします。

#### 第13条（物品の契約不適合）

1. 物品の品質等がこの契約に適合していない場合、賃借人は受注者に対し直接請求を行い、受注者との間で解決するものとします。また、賃借人が賃貸人に対し書面で請求し、賃貸人が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、賃貸人の受注者に対する請求権を賃借人に譲渡する手続をとるなどにより、賃貸人は、賃借人の受注者への直接請求に協力するものとします。
2. 賃借人は、前項に基づいて、受注者に対して権利を行使する場合においても、賃貸借料の支払いその他本契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

#### 第14条（再委託の禁止）

受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならないものとします。ただし、書面により他の当事者全員の承諾を得た場合はこの限りではありません。

#### 第15条（輸出等の処置）

1. 本契約は日本国内のみにおける物品の賃貸借を約するものであり、賃借人は受注者及び賃貸人の書面による事前の同意を得ずに物品又はプログラムの全部若しくは一部を単独で、又は他の製品と組み合わせ若しくは他の製品の一部として直接、又は間接に次の各号に該当する取扱いができないものとします。
  - （1）輸出すること
  - （2）海外へ持ち出すこと
  - （3）非居住者に提供し、又は使用させること
2. 賃借人が受注者及び賃貸人の同意を得て前項の各号に該当する取扱いをする場合、賃借人は外国為替及び外国貿易法の規制及び米国輸出管理規則等外国の輸出関連法規を確認のうえ、必要な手続きをとるものとします。
3. 本条は本契約の終了後もなお有効に存続するものとします。

#### 第16条（無償譲渡）

賃貸人は、本契約の賃貸借期間が満了し、賃借人から賃貸借料等の全額の支払を受けたとき

は、物品及びハードウェアの所有権を賃借人に無償で譲渡するものとします。

#### 第17条（引渡し方法等）

賃借人は、ハードウェアをその時点におけるハードウェアの設置場所で現状有姿のまま、賃借人に引渡すものとし、ハードウェアについて、危険負担、契約不適合責任等の責任を負わないものとします。

#### 第18条（法令遵守）

賃借人は、この譲渡を受けた後、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき所有者として負担する一切の責任を負うものとします。

#### 第19条（ソフトウェア使用权）

1. 第16条に基づく譲渡対象には、ソフトウェア使用权は含まれないものとします。賃借人は、本契約の賃貸借期間が満了した後も、引続きソフトウェアの使用を継続するときは、使用权設定者から別途使用权の設定を受ける必要があることを確認します。
2. 受注者は、賃借人が使用权設定者から無償で前項に定める使用权の設定を受けられるよう使用权設定者と調整するものとします。

#### 第20条（消費税及び地方消費税）

頭書3. の賃貸借料の消費税及び地方消費税の額は本契約の締結時におけるものであって、以後賃貸借料に付すべき消費税及び地方消費税の税率については、支払時において施行されている税法によるものとします。

#### 第21条（秘密保持義務）

1. 賃借人、受注者及び賃貸人は、物品の内容、その他本契約に関連して知り得た相手方の秘密情報を、相手方からの書面による承諾なくして、第三者に公表し、又は漏らしてはならないものとします。
2. 前項の規定は、本契約が終了した後においても適用されるものとします。
3. 次の各号に掲げる情報は、第1項の秘密情報から除外するものとします。
  - (1) 開示の時点で既に公知の情報
  - (2) 開示後情報を受領した当事者の責によらずして公知となった情報
  - (3) 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報
  - (4) 相手方の事前の書面による承諾を得て第三者への開示を認められた情報

#### 第22条（損害賠償）

賃借人、受注者及び賃貸人は、本契約履行に伴い損害を被った場合、帰責事由のある相手方にその賠償を請求できるものとします。ただし、賠償金額については3者の協議で定めるものとします。

#### 第23条（紛争の解決）

本契約において紛争が生じ、賃借人、受注者及び賃貸人間の協議により解決しないときの訴えの管轄は、賃借人の所在地を管轄する地方裁判所とします。

#### 第24条（協議事項）

1. 賃借人は、第3条1項の規定にかかわらず、契約期間中であっても予算の減額又は削除があった場合は、受注者及び賃貸人と協議の上、この契約を変更又は解除することができるものとします。

2. 受注者及び賃貸人は、前項の規定によりこの契約を変更又は解除された場合において、受注者及び賃貸人に損害を生じたときは、賃借人にその損害の賠償を請求する事ができます。この場合における賠償額は、賃借人、受注者及び賃貸人が協議して定めるものとします。
3. 本契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、賃借人、受注者及び賃貸人間で協議のうえ定めるものとします。

本契約の成立を証するため、本書 3 通を作成し、賃借人、受注者及び賃貸人が記名捺印のうえ各自 1 通を保有します。

令和 年 月 日

賃借人 秋田県雄勝郡東成瀬村田子内字仙人下 30 番地 1  
東成瀬村長 備 前 博 和 印

受注者 (住所)  
(氏名) 印

賃貸人 (住所)  
(氏名) 印